永平寺町公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱

令和４年１月７日
告示第１号
改正　令和４年４月26日告示第55号

（趣旨）

第１条　この要綱は、永平寺町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成２１年永平寺町規則第１６号）第４条第３項の規定に基づき、指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第２条　委員会は、委員７人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長等が委嘱し、又は任命する。

（１）　学識経験を有する者

（２）　永平寺町議会代表者

（３）　永平寺町副町長

（４）　当該施設に関係する地域や団体の代表

（５）　前４号に掲げる者のほか町長が指名した者

３　前項の学識経験をもって充てる委員は、識見を有する者その他、経営に精通している人など適当と認める者のうちから町長が選任する。ただし、町長は公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、学識経験者をもって充てる委員を選任する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

４　２項の規定による委員の委嘱又は任命は、指定管理者の候補者を選定しようとする公の施設ごとに行うものとする。ただし、町長は設置目的が類似し、又は隣接する場合で複数の公の施設を一括して審査することが適当と認めるときは、この限りでない。

（委員の任期）

第３条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該指定管理者に係る候補者の審査が終了する日までとする。

（委員長及びその代理者）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、副町長をもって充てる。

３　委員長は、会務を代表し、会務を総理する。

４　委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（委員の除斥）

第５条　委員（委員長含む）は、本人または配偶者もしくは２親等以内の親族が指定管理者に応募した団体の代表者または役員である場合は、当該申請団体に関する議事に参与することができない。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

４　委員会は、必要があると認めるときは、関係職員等を委員会に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

５　会議は、公開しないものとする。

（秘密の保持）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議の開催手続）

第８条　指定管理者の選定を行うときは、所管課は永平寺町公の施設の指定管理候補者選定依頼書（様式１）に審査に必要な資料を添付し、委員長に提出しなければならない。

（報告）

第９条　委員長は、審査を行ったときは、その会議の結果を町長に報告するものとする。

（庶務）

第10条　委員会の庶務は、契約管財課において処理する。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日より適用する。

附　則（令和４年４月26日告示第55号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

様式１(8 条関係)

永　第　　号
令和　　年　　月　　日

永平寺町公の施設の指定管理候補者選定依頼書

永平寺町公の指定管理者選定委員会委員長　様

（施設の所属課長）

永平寺町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条の規定に基づく指定管理候補者の選定を依頼します。

<table>
<tr><td colspan="2">公の施設の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">指定管理者の指定提出議会</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">指定管理者に求める管理の条件</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">募集の状況</td><td>募集の方法</td><td>・公募（条例第 2 条）
・公募によらない選定（条例第 5 条）</td></tr>
<tr><td>申請団体の名称</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考</td><td></td></tr>
</table>

（添付資料）

１．申請団体からの提出書類に基づく項目別（計画書）の比較表

２．その他、選定委員会の審査に必要と認める書類